

※詳しくは圖に問い合わせください。

**2019（平成31）年度
後期高齢者医療保険料の通知書を送ります**

圖保険介護課高齢者医療係
☎ 63-1420

4月中旬までに仮徴収の対象者に通知書を送ります

【仮徴収について】

2019（平成31年）度保険料額の確定は7月に
行いますが、特別徴収（年金天引き）で納めてい
る人は、確定後3回の本徴収だけで納めていただ
くと、1回あたりの徴収額が大きくなるため、本
徴収の前に、原則、ことし2月の徴収額と同額を
仮徴収として4・6・8月の3回徴収します。

なお、平成30年度の途中で後期高齢者医療制
度に加え、納付書か口座振替で納めていた人も、
4月から特別徴収になる場合があります。



対象者には
この封筒に入れて
送ります。



保険料の確定額の通知は7月に送ります

【保険料の納期】平成30年中の所得（収入）と平成31年4月1
日時点の世帯状況で算定します。

特別徴収（年金天引き）の場合

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
1月	2月	3月	仮徴収（原則前年度2月と同額）						本徴収（保険料確定後の調整額）	

普通徴収（納付書か口座振替）の場合

徴収なし	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2月	3月								

【特別徴収から口座振替への変更】

申し出ると特別徴収をやめて口座振替に変更できます。ただし、
審査の結果、口座振替への変更が認められない場合もあります。

申告が必要ではありませんか

収入がない、障害年金や遺
族年金だけを受給しているな
どの場合も、本人や同じ世帯
の人は申告が必要です。申告
をしないと、低所得世帯でも
保険料が軽減されなかったり、
食事代の減額や高額療養費の
限度額で本来の区分適用を受
けられなかったりします。

**2019（平成31）年度
農作業標準雇用賃金を取り決めました**

圖農業委員会事務局
☎ 63-1459

次のとおり、2019（平成31）年度の農作業標
準雇用賃金決定しましたので、実施の際は参考に
してください。

作業種目	単位	標準額	作業条件など
育苗 (10a 当たり 22 箱)	1 箱	540 円	種子代含む (稚苗)
耕起	一貫	10a 12,000 円	耕起～代かき
	一貫	10a 6,000 円	耕うん 1 回
機械田植	10a	8,500 円	補助員なし

作業種目	単位	標準額	作業条件など
刈取+乾燥+もみすり	10a	35,000 円	もみ運搬含む
機械刈取(カッターあり)	10a	20,000 円	
もみすり	30kg	350 円	未成熟米含む
かけ干し後の乾燥 +もみすり	30kg	650 円	未成熟米含む

春季 犬の登録と狂犬病予防集合注射を行います

圖環境保全課環境業務係
☎ 63-1370

狂 犬病はヒトにも感染する致死率 100% の恐
ろしい病気であり、毎年予防注射を受ける
ことが義務付けられています。狂犬病予防注射済
票交付申請書（はがき）が届いている人は、愛犬
健康問診票を記入し、注射会場へお越しください。



●対象

生後 91 日以上の子犬

●料金

- ①登録料 3,000 円(犬の生涯で 1 回)
- ②注射(年 1 回)だけの場合は注射料と注射済み票
で 3,100 円

※登録する人は登録料と注射で 6,100 円。

※つり銭が要らないようにお願いします。

●今回予防注射を受けられない場合

動物病院で受けられます。なお、秋（10 月ころ）
にも集合予防注射を実施します。

●登録変更

犬が死亡したときや住所が変わったときは環境保
全課に届けてください。

●譲渡対象の迷子犬・猫の情報提供

県動物愛護管理のホームページをご覧ください。
犬や猫を捨てることは、法律で罰せられる犯罪で
す。絶対に行わないでください。

●実施日・会場

期日	場所	時間
4月10日(水)	保健センター駐車場	9:00～10:00
	今寺公民館	10:30～11:30
	桜山中央集会所	13:30～15:00
4月11日(木)	元JAたまな平井支所	9:00～10:00
	唐池公民館	10:20～10:50
	荒尾きぼうの家 (旧万田保育園横)	11:10～11:30
4月12日(金)	新生公民館	13:30～15:00
	猫宮公民館	9:00～10:00
	牛水中公民館	10:30～11:30
4月13日(土)	小野公民館	13:30～15:00
	四ツ山公民館	9:00～10:00
	万田東公民館	10:30～11:30
4月14日(日)	市役所西側駐車場	13:00～15:00
	市民プール駐車場	9:30～11:30
4月15日(月)	府本公民館	9:00～10:00
	金山公民館	10:30～11:30
	野原公民館	13:30～15:00

※4月11日(木)は深瀬倉掛公民館ではありません。

**2019（平成31）年度
固定資産税に関する帳簿の閲覧・縦覧ができます**

圖税務課資産税係
☎ 63-1346

【固定資産課税台帳の閲覧】

●閲覧できる内容 固定資産課税台帳のうち自分
の資産について記載されている部分

●閲覧できる人

- ①固定資産税の納税義務者
 - ②土地や家屋について、賃借権その他の使用や収
益を目的とする権利を持っている人
 - ③固定資産の処分をする権利を持つ人
- ※②③はその権利の目的である土地や家屋だけが
閲覧の対象です。そのため、権利を持っている
ことを確認できる書面が必要です。

●閲覧期限 2020年3月31日(火)

※土・日・祝日除く。

●手数料 300円/件

※5月31日(金)までは無料。

【土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

●縦覧できる内容

土地価格等縦覧帳簿
…所在、地番、地目、地積、価格（評価額）
家屋価格等縦覧帳簿
…所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、
建築年、価格（評価額）

●縦覧できる人

市内にある土地や家屋の固定資産税の納税者
※土地価格等縦覧帳簿は土地の固定資産税の納税
者、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の固定資産税の
納税者が見られます。

●縦覧期限 5月31日(金)

※土・日・祝日除く。

●手数料 無料

固定資産課税台帳の閲覧、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 共通事項

●閲覧場所 税務課資産税係 **●必要なもの** 運転免許証など本人確認ができるもの
※代理人が申請する場合は委任状が必要です。